

小谷村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小谷村

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|---|------------------------|----|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成12年 | 法適(全部適用・一部適用) 非適の区分 | 非適 |
| 処理区域内人口密度 | 988.24 | 流域下水道等への 接続の有無 | 無 |
| 処 理 区 数 | 白馬乗鞍地区 1区 | | |
| 処 理 場 数 | 白馬乗鞍浄化センター 1箇所 | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 小谷村は、特環1施設・農集4施設で下水道区域外を合併処理浄化槽区域として汚水処理を行っている。 下水道施設は土地柄急峻な山々に囲まれており統合は不可能であり、今後下水道施設の新規増は見込めないため、合併浄化槽により整備をしていくこととなります。 | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | | | |
|---|---------------------------------------|-------------------------|------|---|--------|-------|---|
| 一般家庭用使用料体系の 概要・考え方 | 基本使用料 1ヶ月毎 10m ³ まで 2,050円 | | | | | | |
| | 超過使用料 (1m ³ につき) | 11~30m ³ まで | 185円 | | | | |
| | | 31~50m ³ まで | 195円 | | | | |
| | | 51~100m ³ まで | 205円 | | | | |
| | | 101m ³ 以上 | 216円 | | | | |
| 業務用使用料体系の 概要・考え方 | 業務用使用料体系は設けていない。 | | | | | | |
| その他の使用料体系の 概要・考え方 | その他使用料体系は設けていない。 | | | | | | |
| 条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載 | 平成25年度 | 3,800 | 円 | 実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載 | 平成25年度 | 4,554 | 円 |
| | 平成26年度 | 3,900 | 円 | | 平成26年度 | 4,491 | 円 |
| | 平成27年度 | 3,900 | 円 | | 平成27年度 | 4,584 | 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|---|
| 職 員 数 | 3名 |
| 事業運営組織 | 当村は、現在上下水道係長1名、特環下水道兼水道1名、農集排兼水道1名の3名体制で上下水道の維持管理にあたっている。今後についても他の係等との整合を考え職員の増員は見込めない。 |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|--|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 5年間の包括的民間委託により水処理体制の維持管理に努め、また随時内容の見直しを行っています。 |
| | イ 指定管理者制度 | 規模が小さいことから指定管理者制度は活用していません。 |
| | ウ PPP・PFI | 規模が小さいことからPPP・PFIは活用していません。 |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 発生量が少ないことから考えてはいない。 |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 処理場規模が小さいことから考えてはいない。 |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

| |
|---|
| 平成28年に策定し、公表しました。平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しています。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本村の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。 |
|---|

2. 経営の基本方針

| |
|---|
| 小谷村の豊かな暮らし、さわやかな環境づくりを目指して |
| ・白馬乗鞍地区の水洗化率は現在68%となっている。今後も過去の推移により定住人口の減少が見込まれるが、近年外国人移住者の増加により下水道への接続が進んでいるため、さらに水洗化に努めていきます。 |
| 快適で安全な下水道を目指して |
| ・下水道施設の適正な維持管理を行うためストックマネジメントを策定し、さらに耐震化・長寿命化計画を策定して中長期的な施設の状況を予測しながら、計画的かつ効率的に安全な下水道の維持管理に努めていきます。 |

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

下水道事業の収支、財政状況は厳しい状況にあるが安定的な事業運営に向けて、処理場の長寿命化・耐震対策も先延ばしにできない状況にあるため、この投資も見込むこととする。
また老朽化した施設や管路の維持管理を行っていくためには、委託料・修繕料などの経費を増加させることが必要となっている。ただし、費用の増加に伴う村民の負担増をできる限り抑えるため、今後予想される物価上昇に際しても、継続的コスト軽減策を講じることにより現行水準を維持することを方針とする。

② 収支計画のうち財源についての説明

・整備事業財源について
今後予想される長寿命化・耐震対策、維持管理に係る経費については、使用料については定住人口の減が見込まれ、観光人口は外国人観光客の増加により横ばい傾向にあるため、増額は見込めないことから投資的事業については社会資本整備交付金を活用し、企業債又は一般会計繰入金により実施し、機器の更新・委託費の増額分についても一般会計からの繰入金に頼るしかない状況です。

・企業債について
企業債償還金は平成33年の5,800千円をピークに耐震化工事・長寿命化工事を見込んでも減少していく見込みです。

・一般会計繰入金について
現在事業運営を一般会計に頼り実施している状況ですが、今後収益的収支・資本的収支ともに企業債元利償還金の減少により一般会計の繰入金も減少する見込みとなっています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現在の維持管理において動力費・薬品費については、最小限の稼働により事業運営を行っている。今後についても現行費用を維持したい、しかし供用開始から15年たったことから対応年数を経過しているポンプや配電盤施設の更新や、下水道法の改定による管路の点検作業等により、委託料・修繕料などの経費を増加させることが必要となり毎年1,500千円程度の金額を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

| | |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 下水道事業の新たな処理区は設定せず、合併処理浄化槽により水処理体制の整備に努めていきます。 |
| 投資の平準化に関する事項 | 平成33年までに策定する耐震化計画・長寿命化計画による大規模な改修以降に予定される、平成42年以降の管路改修については優先順位を設定し投資の平準化を図ります。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 規模が小さいことから民間活力の活用については考えていません。 |
| その他の取組 | 今後の投資については、事業自体の縮小が見込まれるため現存施設の長期的かつ効率的な施設維持に努めていきます。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|---|
| 使用料の見直しに関する事項 | 事業の運営については独立採算が前提であるが、使用料で運営を賄うためには現行水道料の10倍以上の値上げが必要となり現実的ではないため、当初計画との差異が大きな観光人口の増を目指し使用料の増額を確保していきます。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 規模が小さいことから資産活用については考えていません。 |
| その他の取組 | 現在白馬村と広域により運営している、し尿処理施設の老朽化により改修が必要となっているが、白馬村・小谷村ともに下水処理施設に余裕があるため、し尿・浄化槽汚泥の投入についても検討中で結論が出しだい改修する予定です。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|--|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 投資以外の民間活力の活用についても、規模が小さいため考えていません。 |
| 職員給与費に関する事項 | 職員1名分の給与を計上している。 |
| 動力費に関する事項 | 今後も現在同様に動力費について水処理効率を常に考え、最適な処理設定し最小限に抑えていく。 |
| 薬品費に関する事項 | 薬品については、3社より見積もりを徴し最低価格での単価契約を行っていて、凝集剤については3年に1度効率検査を行い薬剤を選定している。 |
| 修繕費に関する事項 | 修繕においては、異常の早期発見を第一としオーバーホールによる処理を優先している。その中で優先順位をつけ年間1カ所程度の修繕を計画し修繕費の平準化に努めていきます。 |
| 委託費に関する事項 | 処理場の管理委託については、5年間の包括的委託を行っている、さらに毎年度ごとに契約内容の見直しを行い常に最良の契約に努めていく。 今後行う管路清掃・調査については、5年を1周期として考え全管路の調査を実施する。 |
| その他の取組 | 今後も維持管理については処理場委託会社と密に連携し下水道事業の安全で安心な事業運営に努めていきます。 |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|--|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | 経営戦略の進捗管理(モニタリング)は各年度末に行い、見直し(ローリング)については長寿命化計画・耐震診断の結果を反映させるため5年毎に行います。 |
|---------------------|--|

経営比較分析表

長野県 小谷村

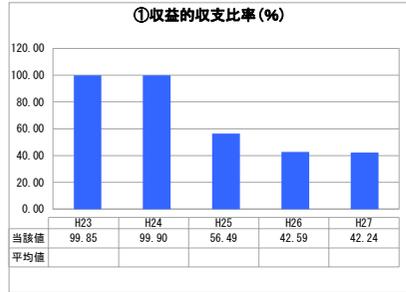
| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | |
|-----------|-------------|-------------|--------|--------------------------------|
| 法非適用 | 下水道事業 | 特定環境保全公共下水道 | D2 | |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20㎡ ³ 当たり家産料金(円) |
| - | 該当数値なし | 11.08 | 66.11 | 3,800 |

| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 3,092 | 267.91 | 11.54 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 336 | 0.34 | 988.24 |

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



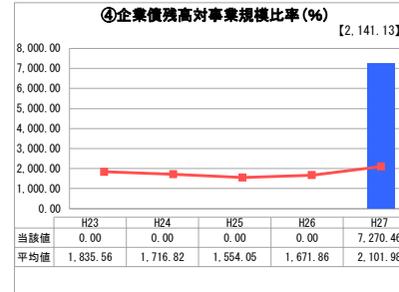
「単年度の収支」



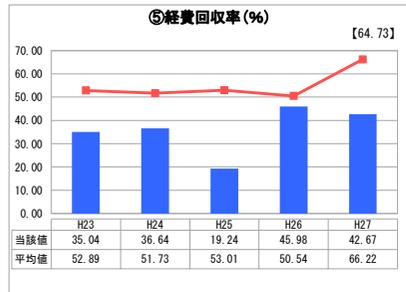
「累積欠損」



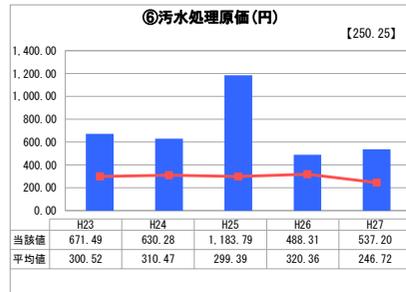
「支払能力」



「債務残高」



「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

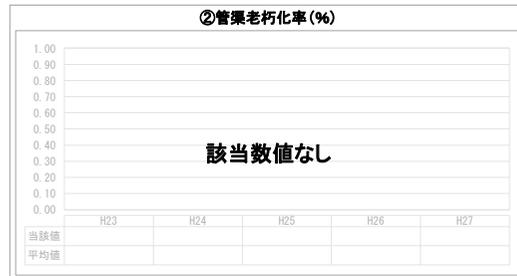


「使用料対象の捕捉」

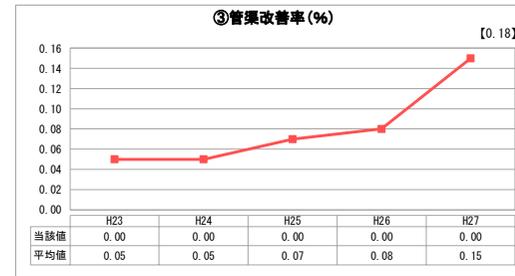
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

公共下水道事業は、当初見込んだ使用人口をはるかに下回っているため使用料の収入が少なく、多額の一般会計繰入金により事業を行っている。そのため、運営状況は最小限の施設の稼働と修繕・管理にて行っているため、突発的に大きな管路・機器修繕があると平成25年のように経費回収率・汚水処理原価の数値が大幅に下がる。さらに、現在一般会計に計上している公共下水道事務職員の給与を、平成28年度より公共下水道特別会計に計上するため、収益的収支比率・経費回収率・汚水処理原価の数値の減少が見込まれる。

2. 老朽化の状況について

平成12年より供用を開始しているため、15年以上経過した管路については点検を含めて清掃の必要があり、機器についても汚水ポンプや電気設備の交換が必要となっているため年間100万円程度の修繕費用が必要となっている。さらに、今後については大規模な改修が予想されるが、使用料の大幅な増加は見込めないため、一般会計繰入金での事業実施しか考えられない。

全体総括

当初計画では、観光人口を7,200人と見込んでいたが、景気低迷による観光客の減少が著しく、現在日最大1,800人前後と大幅な差異が生じている。今後は定住人口の減少が見込まれるため、使用料の増額は見込めず一般会計からの繰入金に頼るしかない。起債の償還についても、33年をピークに減少するが供用開始から20年を超えるので、機器・管路の老朽化による大規模な改修事業により、起債の借入が予想される。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

| 年 度 | 前々年度 (決算) | 前年度 (決算) | 本年度 | H30年 | H31年 | H32年 | H33年 | H34年 | H35年 | H36年 | H37年 | H38年 |
|--|--------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区 分 | | | | | | | | | | | | |
| 収 支 再 差 引 (E)+(I) (J) | △ 106 | 67 | △ 36 | 13 | △ 34 | 6 | 3 | 2 | 1 | △ 3 | △ 20 | △ 20 |
| 積 立 金 (K) | | | | | | | | | | | | |
| 前年度からの繰越金 (L) | 404 | 298 | 365 | 329 | 342 | 308 | 314 | 317 | 319 | 320 | 317 | 297 |
| 前年度繰上充用金 (M) | | | | | | | | | | | | |
| 形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N) | 298 | 365 | 329 | 342 | 308 | 314 | 317 | 319 | 320 | 317 | 297 | 277 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (O) | | | | | | | | | | | | |
| 実 質 収 支 黒 字 (P) | 298 | 365 | 329 | 342 | 308 | 314 | 317 | 319 | 320 | 317 | 297 | 277 |
| (N)-(O) 赤 字 (Q) | | | | | | | | | | | | |
| 赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$) | | | | | | | | | | | | |
| 収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$) | | | | | | | | | | | | |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R) | | | | | | | | | | | | |
| 営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S) | 8,839 | 8,500 | 8,500 | 8,400 | 8,400 | 8,580 | 8,300 | 8,300 | 8,300 | 8,300 | 8,400 | 8,200 |
| 地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100) | | | | | | | | | | | | |
| 他 会 計 借 入 金 残 高 (W) | | | | | | | | | | | | |
| 地 方 債 残 高 (X) | 642,636 | 591,684 | 539,284 | 485,396 | 430,136 | 383,462 | 625,334 | 568,292 | 511,716 | 460,980 | 414,749 | 414,749 |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 年 度 | 前々年度 (決算) | 前年度 (決算見込) | 本年度 | H29年 | H30年 | H31年 | H32年 | H33年 | H34年 | H35年 | H36年 | H37年 |
|-------------|--------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区 分 | | | | | | | | | | | | |
| 収 益 的 収 支 分 | 27,476 | 34,473 | 33,635 | 32,500 | 28,950 | 27,377 | 26,383 | 28,491 | 27,621 | 26,100 | 25,000 | 24,000 |
| うち基準内繰入金 | 16,126 | 14,867 | 13,571 | 12,237 | 10,864 | 9,451 | 8,080 | 9,139 | 8,220 | 6,903 | 5,820 | 5,020 |
| うち基準外繰入金 | 11,350 | 19,606 | 20,064 | 20,263 | 18,086 | 17,926 | 18,303 | 19,352 | 19,401 | 19,197 | 19,180 | 18,980 |
| 資 本 的 収 支 分 | 49,545 | 50,952 | 52,400 | 53,888 | 55,260 | 56,674 | 58,128 | 57,042 | 56,576 | 50,736 | 46,231 | 42,300 |
| うち基準内繰入金 | 49,545 | 50,952 | 52,400 | 53,888 | 55,260 | 56,674 | 58,128 | 57,042 | 56,576 | 50,736 | 46,231 | 42,300 |
| うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 77,021 | 85,425 | 86,035 | 86,388 | 84,210 | 84,051 | 84,511 | 85,533 | 84,197 | 76,836 | 71,231 | 66,300 |